

委員長 休憩を解いて再開します。 (10時40分)

特別会計予算の審査を行います。まず国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出全般について御質問のある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、次に国民健康保険診療所事業特別会計予算の歳入歳出全般について質問のある委員は挙手をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員 じゃあ1点だけ、すみません、1点だけお願いします。本会議でも質問させていただいたんですけど。詳細についてちょっと伺いたいと思います。今回の診療所収入368万4,000円見えます。これについては監査委員の指摘事項に対する対応だと思うんですけども。どのように診療収入を上げるのか。要するに患者さんを増やすというふうな考えだと思うんですよ。この辺の具体の策というのはどういったものがありますか。その1点です。よろしくをお願いします。

国保年金係長 ただいまの田代議員の御質問ですけれども、診療収入、こちらに関しては、患者数の増加、こちらが収入に直結するものとなりますけれども。こちらに関しては患者サービスの向上、あと本年、令和5年度からですけれども、発熱外来、こちらの開設等がございまして、患者数そのものが少しずつですが上昇しているところとなります。こちらに関しては令和6年度も引き続き継続させていただき、またその他、町広報ですとか、様々な媒体を用いて診療所のPR、こちらを行っていくことを考えております。以上となります。

田代委員 今、新しい事業で発熱外来と、これを宣伝して少しでも多くということなんで。周知の方法、徹底して極力基金の取り崩しを抑制するようにお願いして質問を終わります。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、次に介護保険事業特別会計予算の歳入歳出全般について御質問のある委員は挙手をお願いいたします。ございませんか。

ないようですので、次に用地取得特別会計予算の歳入歳出全般について、御質問のある委員は挙手をお願いします。質問ありませんか。

ないようですので、次に後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出全般について、御質問のある委員は挙手をお願いします。よろしいですか。

ないようですので、特別会計予算は終了します。

企業会計予算の審査を行います。暫時休憩します。職員の方は入れ替わってください。再開は10時55分からとします。(10時45分)

委員長 時間前ですが、全員おそろいですので、休憩を解いて再開いたします。

(10時51分)

企業会計予算の審査を行います。上水道事業会計予算の歳入歳出全般について、御質問のある委員は挙手をお願いします。

井上委員 1点ですね、お伺いをいたします。本会議のほうではですね、寄簡易水道事業、下水道事業ともにですね、厳しい財政状況だということで説明を頂きました。上水道事業会計におきましては、上水道事業会計から寄簡易水道事業会計の貸付等を行っているという中で、この金額もですね、令和6年度だけでなく、それ以降もというふうな説明の中で、上水道事業会計の今後の財政について、どういうふうなことで運用を行っていくのか、説明をお願いをしたいと思います。

上下水道係長 御質問にお答えさせていただきます。皆様御存じのとおり、給水人口が減少しているということは、全国的に知られているところでございまして、今後上水道事業につきましても、給水人口の減少により、給水の収益が減少することは正直見込まれております。これは何か特別な手だてで対応しなければならないというところではございますが、人口減少は何かの、私どもの何か特別な手だてですぐに止められるような、抑止できるようなものではございませんので、その点を踏まえまして、将来的に収益も減少傾向にあるということは間違いございません。その中で将来を見据えた中で、今後大きな施設の更新ですとか、資金が必要になる時期が必ずまいりますので、そのために必要なのであれば、料金改定等も視野に入れて今後の業績の展開のほうに運営させていただくことになると思います。以上です。

井上委員 回答ありがとうございました。給水人口の減少が給水収益の減少につながっ

ているということで、予算書の387ページ、2ですね。水道使用料という中で、それぞれの内訳、家事用4,070件、業務用330件、学校用12件というですね、件数の記載があります。これがですね、前年度から減少してるよという説明だというふうに思いますので、それぞれのですね、令和5年度から何件減ってるのかという件数が分かりましたら、家事用、業務用、学校用ということで説明をお願いをしたいと思います。

上下水道係長 先ほど申し上げたのは世帯数の件もございしますが、給水人口そのものも影響をしているところが大きいというふうに考えております。件数だけで申し上げますと、令和5年の件数で言いますと4,060件から10件ほど件数が増えております。4,070件ということで増えておりますが、給水人口的なもの、これが今、1世帯当たり2.28人というところまで減少してきております。昼間お勤めになられてる方が多く、昼間の使用水量が減ってるというところが主な理由ではあると考えております。以上です。

井上委員 ありがとうございます。予算書の中には特に給水人口ということでの、世帯とかという表記はないということで、理解をさせていただきました。1回目ですね、前の回答の中にありましたけれども、全体、松田町全体の人口減少が上水道事業のほうの給水人口の減少にもつながっているということで、なかなかそれを給水収益を上げるような施策というのはないという説明があったと思います。そこはですね、何とか松田町の人口を減少傾向から水平の減少、増加もなく減少もないという方向でいくということも必要かと思いますが、なかなか難しいというふうにも私は思います。そうしますとですね、先ほど説明の中にありました、今現在ですね、この上水道事業会計予算の中で、様々な貸借対照表とかキャッシュ・フローとかですね、予算書がありますが。じゃあ実態としてですね、松田町の上水道事業の令和6年度の最終時点での剰余金といいますか、会計としてのどのくらいお金が残るのかと。それらが令和6年度、7年度、8年度の中でどれだけ食いつぶしていくのか。それによってですね、先ほど説明がありました料金値上げを考えていかなければいけないというタイミングはどの辺なのかというのが推測できるかと思しますので、その辺が分かり

ましたらですね、令和6年度以降の上水道事業会計の財政面、料金値上げの時期等が説明をいただければと思います。

上下水道係長 お答えさせていただきます。現金の増減に特化した資料というのがキャッシュ・フロー計算書でございまして、上水道事業で申し上げますと、378ページの帳票になってございます。一番上のほうのですね、大きく分けると6つのパートに分かれております。まず1番目が業務活動によるキャッシュ・フローで、この業務活動というのは水道の事業の中で得られた、もしくは失った金銭の流れを表しております。まさに水道事業の本業がどうなったのかという成績がここで記されているパートでございます。

2番目の投資活動によるキャッシュ・フローでございしますが、こちらは分かりやすく言うと、固定資産の取得、払出し、そういったものに幾ら必要でお金を要したのかというところが記載されております。

3番目、財務活動によるキャッシュ・フロー、こちらの読んでごとき財務の活動という形になりますので、借入金か幾らあったのか、返済は幾らあったのかということを示したチャートでございまして。

続きまして4番目、現金の当年度増減額、こちらが当年度の1年間を通して、結果現金は幾ら増えたのか、減ったのかというところがここに現れております。

5番目、現金の前年度末残高、これは前年度末、この予算書の中で申し上げますと、令和6年3月31日時点想定したものでございしますが、この時点から令和7年3月31日の月末までのこの1年間の間に幾ら増減した、その対象となる去年の年度末の残高がここに記されております。

6番目、現金の当年度末残高というのが前年度末の残高から幾ら減少した、増えたということの結果がこの6番の当年度末の残高に記されております。

この表を御覧いただきますと、下の4番、5番、6番を御覧いただきますと、まず上水の当年度増減額が、これはマイナス1億697万8,817円ということで、現金そのものは1億円を超える減少という形になっております。5番の前年度末の残高を御覧いただくと、4億7,787万6,889円ございましたので、1億…4番で減少した金額を反映いたしますと、6番目の当年度末の残高が3億7,089万

8,072円という残高がございますという帳票になっております。

これを御覧いただきますと、当年度1年間で1億円を超える金額が支出されたということが分かるんですが、1億円はじゃあどういったところで何があつて1億円減ったのかというところが、この上の1番から3番までのそれぞれのパートで分かるようになっております。

1番の業務活動によるキャッシュ・フローの合計を御覧いただきますと…

委員長 座っての説明で結構ですよ。

上下水道係長 よろしいでしょうか。では、すみません、座らせていただきます。業務活動によるキャッシュ・フローの合計額が1,880万1,005円。これは1年間の水道事業の成果が1,880万ございましたということでございます。

2番目、投資活動によるキャッシュ・フローの合計がマイナスで1億2,153万8,822円、これは固定資産を1億2,000万購入いたしましたので、1億2,000万減少しましたという形になります。

3番目、財務活動によるキャッシュ・フローの部分につきましては、424万1,000円の減少という形で、こちらは借入れを行うことなく、むしろ償還が順調に進んだという形になっております。

この中で一番目を引く1億2,100万円の減少は、先ほど固定資産の取得だというふうに申し上げましたが、それは何なのかと。実際に何を指しているのかといいますと、399ページを御覧いただけますでしょうか。資本的収入及び支出の、支出の欄でございます。こちらの下の下段のほう、21番、節の21番、工事請負費を御覧いただきますと、宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事、こちらに6,626万円、宮下水源受水槽浸水対策工事に1,738万円。宮下水源取水ポンプ室浸水対策工事、こちらに924万円という形で、宮下水源の浸水対策の令和6年度にかかる費用が、ここだけで御覧いただいても、かなり高額な金額を予定しております。9,288万円予定しております。これ以外にも節の11番、委託料を御覧いただきますと、委託2件で1,150万という高額な金額もここで見込まれておりますので、固定資産の取得というのは、こちら工事を行ったり委託を行ったりする形で1億2,100万円ほど減少するということを表しております。以上、現

金の増減については説明は以上となります。

井上委員 大変分かりやすい説明、ありがとうございました。そうしますとですね、今の説明の中から、378ページのところのですね、やはり一番下のほうの4番の現金の当年度増減額、現金の前年度末残高、現金の当年度末残高の中で、6年度末としては3億7,000万ということで、現金の当年度増減額のマイナスの1億600万、約1億ぐらいが毎年続くと、3年目、7、8、9ですか、ぐらいではその辺のもう現金の余裕がなくなってくるというふうに理解をし、その前にですね、やはりそういったことをその令和9年度で対応するのではなく、やはりその前からですね、料金値上げ等を検討しなければいけないというふうな状況に、今、上水道会計はあるというふうに理解しましたが、そういったことでよろしいでしょうか。

上下水道係長 こちら、今、令和6年度のキャッシュ・フロー計算書だけで申し上げますと、固定資産の取得、この2番の部分が1億2,000万ございますが、これは毎年毎年必ずこの金額が工事が行われるわけではございません。年度によっては数千万で終わってしまったたりですとか、いうこともございますので、毎年度1億ずつ減少していくということではございません。以上でございます。

井上委員 分かりました。やはり宮下水源のところのですね、工事、防水ということで、2か年…3か年ぐらいですか。続いているふうな事業だということでは理解をしております。最後になりますが、そういった今後の料金値上げ、やはり町民にとってはですね、一番大きな影響のある部分で、やはり議会議員としてもですね、町民のほうに、いやこういうふうな今状況でこうなりますよと。やはり人口減少が給水人口の減少につながって収益が上がらなくなってくるということで説明をしていきたいと思いますが。今後のですね、先ほどの固定資産の取得ということで、資本的支出の中の工事請負。今後ですね、まずはこれはやらなきゃいけないというような大きな令和6年度以降の部分で、大きな工事が必要な箇所等あればですね、金額的なものはいいんですけど、箇所的にこういったところが今後必要になるのかというところを明示していただければ幸いです。

上下水道係長 お答えさせていただきます。水道管の、埋設されている水道管というものが

40年の耐用年数というふうに言われております。40年から50年というふうに言われております。この耐用年数を迎えた管につきましては、随時更新を行っておりますので、その更新にかかる費用につきましては、毎年度必要に応じて、工事の必要性に応じて予算を計上させていただいてるところでございます。これは数千万というような規模ではなく、端緒的になるべく効率のよい工事を心がけておりますので、負担のかからないように心がけながら工事を設定しております。あと、今後耐震化の問題ですとかいろいろとございますので、耐震診断等も今後必要になる箇所も幾つか見受けられます。そういったところに今後につきましては、必要であれば実施もさせていただくところでございます。今のところ直近に控えている大きな財政を必要とするような工事は今のところ直近ではございません。以上です。

井 上 委 員      ありがとうございます。たしか私の記憶では、今の下水道をですね、昔の鉄管から铸铁管にしたのは、下水道の下水道管の布設工事に伴って、道路等掘るので、そこでですね、鋼鉄管ですか、に大分ある程度の期間の中で集中してですね、そういった工事をされたというふうにも思います。そうしますと大体その40年というところがかなりね、大きな施工箇所が増えてくるのではないかなというふうに思いますので、今後もですね、そういった見込み等が立った段階であればですね、また議会のほうにお知らせをしていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

委 員 長      ほかにございますか。

田 代 委 員      1点だけお願いします。令和4年決算で滞納額が、水道使用料、約1,000万近くあるということで、これに対して令和6年度、未収金対策をどのようにされるのかということで、回答お願いいたします。

上 下 水 道 係 長      まこと恥ずかしいお話で申し訳ございません。この未収金の中にはですね、時効というものが一応定められておまして、時効を越えたものは全て不納欠損という形で処理するというようなことになっておりますが。ただ、水道の場合には使用者様からの援用というものが必要となりまして、水道料金、時効だよねというふうには言われたい限りは徴収を続けることができるという仕組みに

なっております、安易に時効を迎えたからという理由だけで不納欠損にはしないという方針を定めさせていただきました。というのは…。

田代委員　そういうことを聞いているんじゃない。委員長、よろしいですか。これ、多分5年来たら時効で不納欠損。その辺は十分私も承知してます。ではなくて、それまでの期間、未納の人に対してどういうふうに集金したりだとか、そういう対策はどうか。

上下水道係長　大変失礼いたしました。滞納額がかなり増えてしまったことを受けまして、今では滞納が1回でも滞納された方にはまず電話連絡をさせていただいております。電話連絡をすることによって関係性を密にして、前回電話しましたけどまだありませんよと、こういうことで何回もお支払いがいただけない方には追っかけるようにさせていただいております。長期なかなかお支払いいただけない方には、郵送文書等を確実に送らせていただいて、法的措置等も検討しているというような内容の文書を送ったりですとか、督促を強く、強めて対応させていただいてるところであります。

田代委員　滞納1回目と、あとは長期滞納、2つの回答あったんですけども。法的措置、または督促を強くすると。法的措置とはどういうことですか。

上下水道係長　まず給水停止処分という形から入らせていただきます。ただ、そうは言っても、今日の明日ですぐに給水停止ということは当然人道的にあり得ませんので、何度も連絡を取り合った上での措置でございます。

田代委員　よその町の要するに水道課長と私話したことあるんですよ、過去に。今おっしゃられた法的措置、給水停止をやれば一発で入るよと。ただ人道的な面があるんで、丸っきりストップしてしまうと、それが原因で事故が起こった、亡くなったということもあるんで、水を少なめにする。本当に最低限は出す。それだと一発だと。こういうことを松田はやってられるかどうか。

上下水道係長　実際に行っております。完全に絞り切るわけではないということです。

田代委員　もう受益者負担で、確実に自分で使ってるわけなんだから、それを見過ごして時効が来たら不納欠損って、やはりとんでもないと思うんですよ。ですからその前にね、そういった措置をしっかりとやっていただいて、正直に納付してる



方と納付してない方の差をなくすようにやっていただきたいということで、要望して終わります。以上です。

委員長 ほかにございますか。

中津川委員 ちょっと工事の関係で確認をさせていただきたいんですが、399ページ、15のところ、委託料の中にですね、宮下水源のここには水害対策というんですか、要は施工監理業務委託が200万円計上されています。その下にですね、工事請負費、宮下水源に関して3件の工事があるんですが、この施工監理業務委託の範囲。どの工事が対象になっての200万円なのか。ちょっとそれを確認させていただきたいんですが。

上下水道係長 電気設備、この一番上の宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事の電気設備に該当する管理業務でございます。

中津川委員 そうすると、その下の受水槽と取水ポンプの浸水対策については、これのじゃあ施工監理のほうはどのような形でやられるんですか。

上下水道係長 先ほどの宮下水源対策工事の施工監理業務につきましては、自家発電装置等の電気設備につきましては、特殊な資格がないとこれは管理ができないという取決めがございまして、特にこの業務を委託してるところでございます。これ以外の工事につきましては、職員が該当をして現場監督として監督することができますので、特に委託はしていないという状況でございます。

中津川委員 分かりました。受水それと取水ポンプについては通常の工事と同じような形で、現場の監督がいて、職員のほうが監督者として現地にいてしっかり施工監理するということですね。はい、了解しました。工事のですね、何かものをつくったりするとき、やっぱり目的機能をね、達成しなきゃいけないので、その辺、町の職員の方もね、現地で確認も大変でしょうけども、施工監理のほうをよろしく願いをいたします。終わります。

委員長 そのほかございますか。

ないようですので、次に寄簡易水道事業会計予算の歳入歳出全般について、御質問のある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

井上委員 まずですね、寄簡易水道事業ということで、企業会計化をした最初なんです、

予算になりますので、それぞれの先ほど上水道事業会計のところでもキャッシュ・フローの見方ということで説明を頂きました。この予算書の中でですね、なぜこの数字が出てくるのかというところがなかなか分かりません。そういったところですね、424ページからですね、その後の443ページぐらいまでですね、ちょっと基本的な見方とかですね、今までの特別会計予算書と違う根拠での数字を計上したというようなことについてですね、説明を頂きたいと思えます。

上下水道係長 御説明申し上げますと、このキャッシュ・フロー計算書というのは基本的にほかの帳票の集計の結果がここに記されているという形になります。1枚めくっていただいて426、427。これが開始貸借対照表というもので、まさにこの令和6年度の4月から初めて法的化がされるので、一番最初の貸借対照表という意味で開始貸借対照表という名称がついております。この426ページの2行目御覧いただくと、令和6年4月1日ということで、あくまでも4月1日時点の数値という形をとっております。

1枚おめくりいただきまして、428、429ページ。こちらは今年度分という形の貸借対照表となっております、令和7年3月31日時点の数値を示したものでございます。皆様方御存じのとおり、会計年度は1年ということで定められておりますので、前年度末の日から当年度末までの1年間の間に、現金の収支が幾らあったのかというものを示すのがキャッシュ・フロー計算書となっております。したがってこの貸借対照表の前年度分と当年度分を見比べていただいて、どの項目が幾ら増えたというようなことがキャッシュ・フロー計算書のほうに累積されていくという意味合いでございます。ですので、その完全にこのキャッシュ・フロー計算書の中の数字がどこかのページにぴたりと出てくるということがちょっと少なくなってしまうております。決算をしないと歳出がでないという形になっております。

引き続きキャッシュ・フロー計算書の簡水のほうの部分についても御説明申し上げたほうがよろしいでしょうか。（「お願いします。」の声あり）簡水のページ御覧いただきまして、一番上、財務活動によるキャッシュ・フローのと

ころなのですが。当年度純利益損失813万9,000円の△がついておりますので、これ赤字ということを示しております。この部分につきましては…失礼いたしました、432ページ。432ページの款1、項1の水道事業収益、この当年度予定額の一番上が3,309万4,000円。3,309万4,000円という数字がございます。これが収入の見込み額でございます。この金額から、1枚おめくりいただいて434ページの款2のこの水道事業費用4,123万3,000円を、これは費用なので、収益からこの費用を差し引くと、マイナス813万9,000円という形になりまして、当年度は813万9,000円の赤字ですというところが、このキャッシュ・フロー計算書でお示しさせていただいております。あとの項目につきましては同じようにですね、後ろのこの詳細、実施計画内訳のほうからの数字が基本的には並んでいるという形になります。

簡水につきましては、財務活動のキャッシュ・フローにつきましては876万2,771円の現金としては黒字で、2番の投資活動、これは先ほど申し上げた固定資産の取得等に関しては604万6,000円の赤字。3番、財務活動のキャッシュ・フローにつきましては、マイナスの306万6,771円のマイナスという形になっております。1年間の現金の収支としては35万円のマイナスという形になりまして、当初予定していた、当初現金を有していた50万円からこの35万円が減少した15万円というものが当年度末に計上される現金であるということが、このキャッシュ・フロー計算書から読み取ることができます。御説明は以上です。

井上委員 ありがとうございます。このですね、424ページのキャッシュ・フロー計算書で今説明いただきましたが。このキャッシュ・フローの3番の中にですね、その他長期借入金による収入ということで、これが下水道事業から貸付けをしてる、寄簡水で借入れをしてるということで、ここでその1,000万円の資金が入っているんですけども、最終的には6番の現金の当年度末残高が15万円であるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

上下水道係長 1つだけ訂正といいますか、上水道事業から1,000万円貸し出す形になっております。この1,000万、そうですね、借入れを行うのですが、35万円年間では減少するという試算になっております。以上です。

井上委員 このキャッシュ・フローのところではですね、分かりました。あとですね、先ほどページ426、427、これは4月1日時点での事業開始のときの貸借対照表だということで、6年度末時点での貸借対照表は428、429だという説明がございました。どちらでもいいんですけども、その中でですね、ここで始めですので、426ページの開始貸借対照表、令和6年4月1日というところでの、それぞれの数値のですね、説明をお願いをしたいと思いますが。その中で有形固定資産、土地1,900万、構築物2億4,500万、機械及び装置5,600万等々があります。その合計がですね、その下の固定資産合計3億2,300万になっているのではないかと思います。この構築物、土地等の構築物、多分この構築物の中には水道管自体が入っているかと思われませんが、その辺の説明をですね、ちょっと細くなるかもしれませんが、お願いをしたいということと、あとその流動資産の(2)のですね、未収金というのは、3月分の、2月・3月かな、のですね、水道料金を、これから入ってくるよという意味でここに計上されてるんだと思いますが、その辺も併せてお願いをいたします。

上下水道係長 開始貸借対照表の数値について御説明を申し上げます。まずこの固定資産の欄につきましてですが、固定資産のこの数字の根拠といたしましては、先ほども宮下水源等のお話で申し上げたとおり、決算書の中には工事もしくはそれに属する固定資産の取得についての記録が必ずされております。逆に言うと、過去に遡って決算書の中でこの固定資産取得に該当する部分を抽出すると、この固定資産の取得の履歴が全て把握ができるということで、簡水につきましては昭和30年代まで、下水につきましては昭和55年度まで決算書を全て遡りまして、この固定資産の取得に該当する部分を全て抽出。それらに伴う減価償却費の計算を全て行い、累計した数字がこちらに算出されております。ただ、初年度ということで、過去減価償却が行われてきたであろう数字は、ここには記載はされておられません。4月1日時点での評価額がこちらに記載をされております。取得額でもございません。ごめんなさい、今語弊がありました。土地につきましては減価償却が行われないので、これは取得額なんです。構築物、機械・装置につきましては、取得してから減価償却が行われて、4月1日時点の価値

が幾らであったのかということをごちらにお示しをさせていただいております。今後毎年減価償却が行われていくと、今はこの累計額というふうに書いてあるところが全てゼロになっているんですが、ここに少しずつ金額が、減少の数字が入っていきまして、資産価値が幾ら減少していきましてということが今後明記されていく運びになります。

続きまして未収金の欄につきましては、先ほど今、井上委員からお話があったとおり、滞納繰越の部分がこちらに記載をさせていただいております。以上です。

井上委員 分かりました。ちょっとここで初めてになりますので、有形固定資産のですね、ウの構築物の内訳ですね。どういったものがあるのか。エの機械及び装置、これはポンプとかですね、そういったものの機械系かと思うんですけども、その辺の内訳、分かりましたら。金額としてはですね、ここでは4月1日分は評価額で上がってるということで。その次のページ見るとね、もう減価償却累計額というのがマイナス幾らというふうに載ってますのでね、それはその1年間で減価償却をされた額かなというのは理解できました。もう一度ですね、その前のページのところでの、構築物2億4,500万、機械及び装置5,600万のですね、ざっとした内訳で結構ですので、お願いをしたいと思います。

上下水道係長 簡単に申し上げます。構築物につきましては、先ほどお話がございました配水管、これが主なものでございます。あと機械装置につきましてもポンプ、あとその設備そのものの電気系統をつかさどる受変電装置ですとか、そういったもの全てが機械装置に含まれております。特殊な何かこういったものが含まれるというようなことは特にございませぬ。以上です。

井上委員 分かりました。減価償却はですね、構築物は配水管だということと、機械及び装置はですね、ポンプ設備と受変電設備だということ。特に寄簡水なんのでということで特殊なものはないということで今説明あったんで、そういったことでよろしいでしょうか。終わります。

委員長 ほかにございますか。

ないようですので、次に下水道事業会計予算の歳入歳出全般について、御質

問のある委員は挙手をお願いします。下水道会計ですね。特にございませんか。

井上委員 下水道事業会計もですね、寄簡易水道事業会計と同じところでですね、初めてということになりますので、ページ464ページですね、キャッシュ・フロー計算書の説明とですね、同じく466ページ、7ページ、8ページ、9ページですね、貸借対照表開始とですね、年度末でですね、構築物、機械及び装置と、あとここにちょっと違う形で466ページで施設利用権等があると。それらの説明をお願いをしたいと思います。

上下水道係長 御説明申し上げます。基本的には同じ計算書、キャッシュ・フロー計算書なので、先ほど簡水で御説明した内容と、見方につきましてはほぼ同様です。ただ、違うのは当然数字の部分でございまして、当年度純利益の…分につきましては、先ほど実施計画の内訳のほうで御覧いただいた、472ページの収益から474ページの費用を差し引いた金額がこちらに算出されております。

下水道につきましては、下水道本体の事業収益としては7,567万1,774円の黒字で、固定資産の取得に関しましては1,945万9,000円の赤字で、財務活動に関するキャッシュ・フローにつきましては4,898万3,733円の赤字という形をとりまして、全てトータルをいたしますと、現金の当年度増減額としては722万9,041円、前年度末、というのは開始貸借対照表の現預金の部分が1,000万ございまして、令和7年3月31日時点では1,722万9,041円の現預金の残高を予定しております。

1枚おめくりいただきまして、466ページの、先ほど井上委員からもございました施設利用権というものが下水道にはございますが、簡水にはございませんでした。この施設利用権というのはどういったものかと申し上げますと、分類としては無形固定資産という分類になります。形のない資産という形になります。これは毎年度、酒匂川流域下水道事業に負担している建設改良費があるんですけれども。これは町の利用権に該当するということの解釈で、こちらに施設利用権というのは流域下水道を使用する権利という形で減価償却を行うものでございます。以上です。

井上委員 ありがとうございます。最後ですね、これページ、466ページの施設利用

権はこれは無形固定資産だということの説明なんですけれども、この1億3,000万ですよ。これは、この根拠はどれになるのか。例えば流域下水道のほうの公債費の元金残高とか、公債費の借入残高とかと突合するのか、この1億3,000万というのはどういうふうな根拠で出されたのか、再度質問をいたします。

上下水道係長 毎年度流域下水道事業に建設改良の金額をお支払いをしております、483ページを、すみません、御覧ください。483ページの節50、流域下水道建設費負担金とございまして、こちらに928万1,000円と記入がございまして、この流域下水道に過去建設費負担金として支払ってきた金額全てを根拠として、蓄積して累計した金額がこちら、無形固定資産のほうに記載はされております。過去お支払いした分の全ての集計した金額でございまして、以上です。

井上委員 分かりました。じゃあこれは全部流域下水道の負担金として出した分は、松田町の施設利用権ということで算定をするということ。それはじゃあ減価償却とかそういった考え方はなく、今後も続くんでしょうか。

上下水道係長 無形固定資産という名称ではあるんですが、減価償却は行われます。毎年度お支払いする建設費負担金が加算されていくんですが、減価償却費は必ず行われまして、令和6年度では1,012万8,600円の減価償却を予定しております。以上です。

井上委員 分かりました。これは何ページだっけ、468ページのところは、もうこの1年間で、先ほど始期だった4月1日だったんですけど、この7年の3月31日では1,012万8,000円減ってるということで、そこは減価償却されていくので、だんだんこの1億3,000万という数字は減っていくと。分かりました。

委員長 よろしいですか。

井上委員 ちょっと待ってください。分かりました。じゃあ最後にですね、キャッシュ・フローの中で現金の当年度末残高1,700万円、これもですね、長期借入れ1,000万円のキャッシュ・フローとして下水道会計が収入をしてきた部分だということで、それがなければといいますか、これも本会議のほうの説明ですと10年ですね、返済をしていくということであると、下水道事業会計も厳しい状況だということで理解をしております。これにつきましてもですね、本会

議のほうでは下水道審議会にもう令和6年度早々諮問をするというふうな課長の答弁があったと思いますが、今後下水道料金の値上げ、または周辺のですね、足柄上郡で大井、開成あたりがその辺は進んでいると思いますので、状況的には松田町に近い状況だというふうに思います。その辺のですね、下水道料金の傾向ですね、が分かりましたら教えていただきたいと思います。

上下水道係長 実際には下水道事業、令和6年度1,000万円の借入れを行う予定ではございますが、一応年4回に分けて流域下水道事業に負担をしている維持管理、先ほどの維持管理負担金と、あと建設改良負担金。こちらが令和6年度は8,761万9,000円を予定しております。また過去ずっと蓄積してきました起債の償還額、これも年に2回に分けてお支払いをするのですが、これ、1億1,808万6,000円を償還する予定でございます。借入れが行われないと単月的に資金がショートしてお支払いができないというタイミングが必ず発生するので、そういった資金ショートを防ぐために借入れを行うという要素が特に強いところでございます。なので、本当に今、下水のほうは、ほんと財政のほうがもうきゅうきゅうで、にっちもさっちもいかないというような状況ではないというところは、今までずっと会計運営してまいりましたのでという状況でございます。

委員長 下水道料金の傾向は。

上下水道係長 近隣市町の下水道事業の傾向なんですけど、実際に直近で料金改定を行っているところもありますし、常に適正な料金体系というものを維持するというところに、どこの市町もすごく緊張感を持って対応しているところでございます。以上です。

井上委員 この1,000万円のですね、借入金は資金ショートするためのということの説明がありましたけど、ちょっと分からないんですけど、こういった企業会計の中では一般会計等と言う一時借入金的なものというものはないのかというのが1点です。さらに近隣の状況の説明も今、頂きましたけど、松田町の下水道料金、当分値上げとかはしていないというふうに理解しているんですけども。料金的にはね、上郡内で大井町、開成町と比べた場合に、料金的には同じレベルなのか。やはりもう少しね、先行してもう値上げされてるよという状況なのか。そ



の辺も分かりましたらお願いをしたいと思います。

上下水道係長 下水道の料金改定につきましては、平成24年に行った、20%上げさせていただいたのが最終で、それ以降は料金改定は実際には行われておりません。平成24年からもう12年経過するので、私どもの、松田町の下水道料金というものが近隣市町の比較の対象に逆になってしまっていて、今は松田町よりも下水道料金が安い町も存在するという形でございます。今後は逆に料金改定を行う際には、近隣市町を逆に参考にして行っていく必要があるのかなというふうに考えております。

井上委員 一借のというのはないんですか。

上下水道係長 一時借入れにつきましても実際には対象はございます。一借の設定はございます。

井上委員 そのやらない理由は。

上下水道係長 一応ですね、係のほうとしてのもくろみとしましては、なるべく借入れを行わずに済ませるために、一般会計繰入金でなるべくできるところまでは引っ張って、もくろみとしてはぎりぎり、3月とかですね、2月のぎりぎりで1,000万円をお借り入れさせていただいて収支を黒にしたいというようなもくろみがございまして、一借のほうは検討はいたしませんでした。以上です。

井上委員 ありがとうございます。そうですね、だから3月末で借りちゃうと、そこは単一年度で今度は返済ができないからということで、それだったらまあ金融機関に払うよりは一般会計とのやり取りのほうがいいと、そういった判断で一般会計からの借入金としたというふうな理解をしたんですけれども、いかがでしょうか。

上下水道係長 もちろん私ども下水道事業につきましては、お借入れさせていただく立場でございますので、財政課の皆様と協議の上、柔軟にいろいろとアドバイスを頂きながら決めさせていただくという形になります。以上です。

井上委員 ちょっと財政担当もいらっしゃるんでね、その辺のどういった判断でそれを行ったのか。分かれば。

財政係長 今回ですね、一般会計から企業会計への貸付けを行うのですね、予算査定

の場で下水道事業会計については、今回運転資金面での現金自体が予算を組む上で足りないというところで、運転資金としての貸付けという扱いで今回一般会計からの貸付けを行うことを決定しました。以上です。

井上委員 分かりました、終わります。

委員長 ほかにございますか。

田代委員 時間があまりないので端的に質問しますので、簡単に教えてください。466ページ、これの一番下段の分です。流動資産、未収金ということで、これ、滞納繰越だよ。920万8,317円。次のページ、468ページです。1年後の額が未収金、920万8,317円。増えてないということだよ、同じ額。一方で水道会計は増えてるんですよ。ちょっと遡って恐縮なんですけれども、水道会計が年度当初2,912万688円。それに対して年度末3,812万82円。899万増えてます。素人考えで水道料と下水って一緒に取ってるんでしょ、徴収してるんでしょ。何でこの差が出るのかな。これについて簡単をお願いします。

上下水道係長 水道事業、382ページの未収金につきましては、簡易水道事業に貸し出す1,000万円がこの未収金の中に含まれております。満額が滞納繰越ではなく1,000万円が含まれておりますので、その差がおおよそ1,000万近くの差が出てるという状況でございます。

田代委員 先ほど水道のときにね、ちょっと言葉が足らなかったんですけど、長期的な滞納については法的措置ってあったんですけども、町税のほうの税務課のほうはもう滞納が始まったらすぐに動いてるんですよ。初めは滞納1回目の間は電話だとか優しくしたですよ。それがだんだん繰り越して長期になってしまると、御本人の滞納額がうんと増えるんですよ。そうすると貸しにくい。だから初期に対応しないと滞納は増える一方だというふうに私は考えてます。そこで課長ね、この対応、今までは電話でやってた。長期滞納については強硬手段で出るって言ったけども、早めに対応しないと滞納ってだんだん多くなると思うんですよ。ですから、私は早めに対応してほしい。要するに法的措置に基づいて給水量を減らす。そうすれば下水道の滞納も上水の滞納もなくなるというふうに思うんですけど。いかがでしょうか。

環境上下水道課長 おっしゃるとおりで、できるだけ早い対応と、あとお水を止めるとやっぱり対象の方はやめてくれって、役場まで来てくれるんですね。そうすると相談もできて、どういう状況かというのは把握しつつ、本当に駄目な人はやっぱりもっと強行しなきゃいけないです。そういう判断もできて、そこで相談した上で、今後払っていただけるように、できるだけ今後もやっていきたいと思っております。

田代委員 これが最後になります。1回目はしょうがないかもしれない。2回目以降、もう早く水道の給水量を減らして納付してもらおう。そのようなことで執行していただきたいと思います。よろしくお願いします。来年は少しでも滞繰を減らしてください。お願いします。

委員長 要望でよろしいですね。

田代委員 はい。課長約束したから大丈夫ですよ。やってくれますよ。

委員長 ほかにはございますか。

北村委員 すみません、466ページの無形固定資産の中では、アが施設利用権という名称になっていて、468ページの無形固定資産のアでは庁舎利用権になっているんですけど、これは、名称変わるんですか。

上下水道係長 申し訳ございません、名称は変わりません。施設利用権というものが正しい名称でございます。468ページが誤りでございます。申し訳ございません。

北村委員 施設利用権ということで心得ますので、ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

ないようですので、企業会計予算は終了します。職員の方につきましては、ありがとうございました。これをもちまして質疑を終了としますので、退席してください。

暫時休憩します。午後1時より再開します。

(11時57分)